

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年12月25日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族A（以下「被災者」という。）は、平成22年4月1日、B所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、D所在の会社E事務所において発電所の定期検査の支援等の業務（以下「定検等」という。）に従事していたところ、平成28年4月12日、F所在の会社G事務所（以下「G事務所」という。）に異動となり、発電所の定検等に加え、管理業務及びこれに関連する管理システム更新作業等の業務を行うようになった。
- 2 被災者は、○年○月○日、Hの空き地に駐車中の軽自動車の中で死亡しているのを発見された。死体検案書には、「死亡したとき：○年○月○日未明（推定）、直接死因：急性一酸化炭素中毒（短時間）、死因の種類：自殺」と記載されている。請求人らによると、被災者は、過重労働及び上司とのトラブルを苦にして精神障害を発病し自死に至ったという。
- 3 本件は、請求人が、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年11月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無について

決定書理由に説示するとおり、被災者が精神障害を発病したとは認めることができない。

すなわち、労働局地方労災医員協議会の意見書のとおり、被災者の遺書において、被災者が訴える体調の異常等について、会社関係者から事実確認ができないこと、医療機関の受診状況から精神障害をうかがわせる記録は確認できないこと、遺書についても理路整然としたものであることなどを総合的に考察すると、被災者が精神障害を発病したとは認めることができない。

(2) 業務による心理的負荷の程度について

ア 請求人は、業務による心理的負荷の評価の対象となる出来事について、次のとおり主張をするので、被災者は自殺した〇年〇月〇日頃に何らかの精神障害を発病していたものと仮定して、心理的負荷の強度につき、以下検討する。

イ 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

ウ 達成困難なノルマが課されたとの主張について

被災者が達成すべきとされていた、管理システム更新作業及びシステムの操作画面のレイアウトや使用するOS（オペレーティング・システム）等の仕

様を決める設計図書の作業について、Iは、「更新作業が平成29年3月の中間検収に間に合わない可能性が想定されていたが、契約どおり履行できなくても、作業責任者である被災者にペナルティが課されることはなかった。」旨を述べ、Jは、「更新作業等は、ノルマとしての納期は設定されていたが、達成できなくても、減給や降格などの罰則があることは予告されず、外注先を使うことも予想されていたし、使用時期が不透明であったことを踏まえても、多少の努力をすれば十分達成できる納期であった。」旨を述べていることに照らせば、被災者に課された責務はノルマではなく業績目標であって、同種の経験を有する労働者であれば達成可能なものであったということができることから、決定書理由に説示するとおり、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめた同出来事の心理的負荷の程度は「弱」と判断する。

エ 仕事内容・仕事量の（大きな）変化の主張について

被災者は、平成28年10月、作業責任者となったが、その業務の内容について、Kは、「被災者は、作業責任者となったことで、外注先との連絡、作業計画の立案等の業務が増加したが、被災者は、過去にも作業責任者をしており、全く仕事が分からなかったということはありません、IとJの支援もあり、相談体制は整っていた。発電所からの受注が増加することを予想し、人手不足に対応するための議論と対策が行われていた。」旨を述べ、Lは、「被災者は、作業責任者となったことで、業務実施計画書の作成、スケジュール管理、外注先との連絡等の業務が増加したが、社内ルールに従って作業を進めればよかった。平成28年12月には、OBが、発電所の検査業務の応援に来て作業をしている。」旨を述べ、Iは、「平成29年2月ないし3月頃には人手不足が見込まれていたため、平成28年12月に、管理システム更新業務の設計図書の作成を外部業者に託することになった。」旨を述べている。また、Jは、「被災者が行っていた作業責任者の業務は、業務実施計画書の作成と顧客先との打合せが主であるが、業務実施計画書は30頁くらいのものであり、副担当の自分も分担して作成しており、被災者が1人で抱え込んでいたわけではない。さらに、Iから、業務実施計画書の策定段階で、作業の外注についても、同計画書に盛り込むよう指摘があった。」旨を

述べ、Mは、「平成28年11月ないし12月頃には、同発電所関連作業に従事する作業員が不足となったため、事務所の所員が総出で同作業に従事したが、被災者は、専門業務である管理システム更新業務に専念しており、同発電所のその他関連作業に従事することはほとんどなかった。」旨を述べている。

なお、被災者の労働時間について、監督署長が作成した労働時間集計表は、勤務報告書及びパソコンのログ記録を基礎として労働時間を算定しており、勤務報告書には時間外労働の理由が備考欄に記載されていること等を踏まえれば、妥当なものであると認められるところ、同集計表によれば、被災者は、発病前6か月間において、時間外労働時間数がおおむね20時間以上増加し、1月当たりおおむね45時間以上となった事実は認められない。

上記の諸事情に照らせば、被災者は、作業責任者になったが、そのことによる仕事内容の変化は容易に対応できるものであり、会社関係者の支援もあったことがうかがえる。また、変化後の業務の負荷も大きいものではなく、仕事量の変化は、発病前6か月間において、時間外労働時間数がおおむね20時間以上増加し、1月当たりおおむね45時間以上となった事実は認められないから、決定書理由に説示するとおり、被災者に生じた上記の出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめた同出来事の心理的負荷の程度は「弱」と判断する。

オ 上司とのトラブルの主張について

請求人は、被災者がIから業務指導の範囲を超えた叱責を受けた旨述べているが、Lの申述から、被災者は、平成28年10月ないし11月に開催されたテレビ会議の場で、被災者が作成した業務実施計画書の案の作業責任者がJと記載されていたことについて、Iから、被災者を作業責任者とすべきである旨を指摘されたため、被災者は、「分かりました。」と述べ、同業務実施計画書案を修正したことが認められる。同出来事について、Nは、「Iからの被災者に対する、逃げるな、という強い口調での発言はなかった。」旨を述べ、L、I及びJは、「Iからの被災者に対する、逃げるな、という強い口調での発言は記憶にない」旨を述べている。

また、被災者とIとの関係について、L、I及びNは、「被災者は、仕事

が遅く、報告・連絡・相談が不十分であったため、Iは、必要なときに被災者を指導していた。」「厳しい言葉で指導したり、大きな声で注意したことがある。」旨を述べている。Jは、「Iは感情移入してくると声が大きくなるが、業務と関係のない暴言ではなく、被災者がIに対して恐怖心を抱いていたことはないと思う。」旨を述べている。

さらに、被災者とOとの関係について、I及びNは、「被災者とOとの関係は普通であった。」旨を述べ、Kは、「被災者は、もともと仕事で報告・連絡・相談が希薄だったので、私からOに対し、被災者が業務を1人で抱え込まないように、声掛けのフォローをするようお願いしていた。被災者は、都度のフォローがうっとうしいと思っていたのかなと思う。」旨を述べ、Jは、「被災者は、Oが細かい性格なので、Oのことを嫌っていたとは思う。」旨を述べている。

上記の諸事情に照らせば、I及びOは、被災者に対し、必要に応じて業務指導の範囲内である指導・叱責を行っていたにすぎず、上記以外には被災者と上司との間にトラブルがあったことを裏付ける客観的で信ぴょう性のある資料もないから、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめた同出来事の心理的負荷の程度は「弱」と判断する。

- (3) 以上に検討したところによれば、被災者が精神障害を発病したことは認められず、仮に被災者が自殺した頃に何らかの精神障害を発病していたとしても、請求人が主張する業務上の出来事の心理的負荷の程度はいずれも「弱」であることから、全体評価も「弱」というべきであり、被災者の死亡は業務上の事由であるとはいえない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人らの本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年3月23日